

認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

今回は、平成28年度第1号でもお伝えしましたが、「移動」について再度お伝えします。

★★「2-2 移動」について★★

<定義>

移動とは、「日常生活」において、食事や排泄、入浴等で、必要な場所への移動にあたって、見守りや介助が行われているかどうかで選択します。

介助されていない・・・移動の介助が行われていない

見守り等・・・常時付き添う必要のある「見守り」、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」「指示」「声かけ等」が行われている

一部介助・・・介助者が手を添える、体を支える、体幹を支える、段差で車椅子を押す等の移動の一部に介助が行われている

全介助・・・移動の行為の全てに介助が行われている

<例>

× 場所の理解ができず、食事やトイレなどへ行く時は介護者が見守り、声かけを行っているが、居室内を目的なく歩き回ることがあるため、「1. 介助されていない」を選択。

○ 居室内を目的なく歩き回ることがあるが、場所の理解ができず、食事やトイレなどへ行く時は介護者が見守り、声かけを行っているため、「2. 見守り等」を選択。

<解説>

移動は、食事や排泄等、日常生活における必要な場所への移動かどうかが判断基準になりますので、目的のない移動は含みません。

<注意点>

- ・外出行為に関しては、含みません。
- ・寝たきり状態などで、移動の機会が全くない場合は、「移動」が生じた場合を想定して適切な介助の方法を選択し、その根拠を特記事項に記載します。

【介護認定の状況】（H30.7.2時点）

5月申請 667件のうち審査会の予定が決まっていない数 31件

6月申請 718件のうち審査会の予定が決まっていない数 438件

桐生市役所 長寿支援課 介護審査係 （内線 394・395）